職業紹介事業業務の運営に関する規程

厚生労働大臣許可23-ム-020002 (社福) 愛知県社会福祉協議会 福祉人材無料職業紹介所

本所は、公共に奉仕する目的のもとに、福祉人材を対象として一切無料で次の要領により、職業紹介事業を行うものであります。

第1 求人

1 本所は、次の2に掲げる機関が第2求職の2に掲げる職業の求人の申込みについて受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、雇用条件が不適当である場合には受理しません。

- 2 本所で福祉人材を対象としての取扱いができる機関等は、次のとおりです。
- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所(事業 実施者が社会福祉法人の場合は、同法人が行う公益事業も含む。)
- (2) 介護保険法に規定する介護保険事業所
- (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- (4) その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
- (5) 地方自治体の条例又は補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
- (6) 社会福祉法に規定する福祉事務所、児童福祉法に規定する児童相談 所、身体障害者福祉法に規定する更生相談所、知的障害者福祉法に 規定する知的障害者更生相談所及び精神保健福祉法に規定する精神 保健福祉センター
- (7) 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職(社会福祉士、介護福祉士、 精神保健福祉士、保育士等)の場合は、上記以外の社会福祉を目的 とする事業を行う事業所
- 3 求人申込みは、求人者又はその代理人が次のいずれかの方法によりお申 込みください。
- (1) 所定の求人票による来所又は郵送での申し込み
- (2) インターネット「福祉のお仕事」ホームページからのインターネットによる申し込み
- 4 求人申込みの際には、賃金、労働時間その他の雇用条件を明記してください。

第2 求職

1 本所は本県内に就労を希望する求職者で次の2に掲げる職業で第1 求人の2に掲げる機関等の求職申込みについて受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

- 2 本所で福祉人材を対象としての取扱ができる職業は、第1 求人の2 に掲げる事業の職種です。
- 3 求職申込みは、必ず本人が来所されて、所定の求職票によりお申込みく ださい。
- 4 特別な資格を必要とする職業に求職する者は、免許証又は免許証の写し を提示してください。

第3 紹介

- 1 求職の方には、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、ご希望に適合する求職者を極力お世話いたします。
- 3 求職の方を求人者に紹介するときは、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者のところへ行っていただきます。
- 4 いったん求人・求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介いたします。
- 5 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業場 閉鎖の行われている求人者には、一時紹介を中止いたします。

第4 その他

1 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者の双方から本所にその結果を報告してください。

また、雇用関係が終了したとき及び紹介したにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様報告してください。

- 2 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報はすべて秘密としてこれを他にもらしません。(個人情報適正管理規程に基づく)
- 3 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、差別的な取り扱いは一切いたしません。
- 4 この規定に定めるものの他、本所の業務は、職業安定法関係法令及び関係通達に基づいて運営いたします。